

## 『まなびお』の利用にあたっての注意事項

### ●利用における遵守事項●

各開放施設を利用する者は、学校教育活動等に支障をきたさないことが原則であることから、次に掲げる事項を守らなければならない。

1. 許可された使用目的以外の用途に使用してはならない。
2. 許可された場所以外への出入り、許可された者以外の出入りは禁止する。
3. 許可を受けた者が、第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決しなければならない。
4. 許可を受けた者が、使用中に起った一切の事故については、使用者の責任とする。
5. 備品の貸出を希望する場合は、必ず事前に申し出ること。（管理人の立ち会い必須）
6. 校内の諸物件(備品・花壇・樹木・窓ガラス・その他設備)の損傷については、使用者で弁償をすること。
7. 使用にあたっては、許可していない学校敷地内での飲食を禁止する。また、学校敷地内は全面禁煙とする。
8. 学校教育の場所であることを認識し、児童生徒が気持ちよく使えるためにも、汚さないように使用すること。
9. 使用者（使用責任者）は、常に事故防止・会場管理に留意すること。
10. 使用にあたっては、ここに掲げるほか、学校及び早来学園においてはコンシェルジュまたは管理人の指示に従うこと。
11. 使用者は、使用後関係個所の整理と清掃を行い、使用備品は当初の位置に返却すること。また、持ち込んだもの(ゴミ等)は、必ず持ち帰ること。
12. 使用者は、使用後に使用箇所および窓・戸等全てに施錠すること。
13. 使用後にコンシェルジュまたは管理人に使用終了の報告をすること。
14. 施設内での写真及び動画等の撮影については不特定多数が写りこむ等、私的な範囲を超えるものは原則禁止とする。
15. 予約必要な施設は、未成年のみの利用を禁止する。

### ●使用許可の制限●

次に該当する場合は使用を許可しない。

1. 営利を目的とする使用
  - (ア) 入場料等を徴収する。（ただし、「教室で使用する材料等の実費のみを少額の会費として参加者から徴収する」等の場合は営利に当たらない。）
  - (イ) 使用場所において、商品の販売、契約、宣伝若しくはこれらに類することをを行う。
  - (ウ) 特定の営利事業に使用学校施設の名称を利用する。
  - (エ) 営利を目的として講師又は企業等が主導で生徒を集め、学校施設を自らの事業の拠点として広く宣伝し、長期間、定期的・継続的に使用する。

2. 特定政党の利害に関する使用  
（ア）特定の政党及び特定政党に密接に関係する政治団体等による、政党员等に限定した自らの政治活動のための使用
3. 特定の宗教に関する宗教活動に使用  
（ア）特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする積極的行為  
（イ）宗教上の行為、祝典、儀式又は行事を含むおよそ宗教的信仰の表現である一切の行為
4. 集团的又は常習的に暴力行為又は不法行為を行うおそれがある団体の利益になると認められる場合
5. 善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
6. その他上記に準ずると認められる場合

## ●各施設の注意事項●

### 大アリーナ

上足での利用が必須。球技利用が可能。

#### ■主な設備・備品

- ・一般バスケットコート（1面）、ミニバスケットコート（2面）※備品（操作ハンドル）
- ・バトミントンコート（4面）※備品（ネット、支柱）
- ・フットサルコート（1面）※備品（サッカーゴール）
- ・バレーボールコート（1面）※備品（ネット、支柱）
- ・ランニングコース（2F）

#### ■その他

- ・窓側のネットを開けた状態での利用は禁止。
- ・上足は靴裏がゴム製のものとする。
- ・球技用のネット・支柱、ゴール以外の備品は使用不可。

### 中アリーナ

上足での利用が必須。卓球・バトミントン以外の球技利用が不可。

ステージを使用する場合はステージ（音楽室）の利用予約の上、必ず事前に申し出ること。（管理人の立ち会い必須）

#### ■主な設備・備品

- ・多目的スペース ※備品（卓球台、椅子）

#### ■その他

- ・運動やスポーツで使用する場合は、靴裏がゴム製の上足で利用すること
- ・卓球台、椅子以外の備品は使用不可。

### ステージ

靴：上足（履き替え）orスリッパ持参（一定数整備）

■主な設備・備品

・グランドピアノ ・音響備品（マイク、アンプなど） ・プロジェクター ・スクリーン ・机 ・椅子

■その他

- ・上記以外の備品は使用不可。
- ・備品の施設外への持ち出しは禁止する。

## スタジオ

靴：上足（履き替え）orスリッパ持参（一定数整備）

■主な設備・備品

・楽器類（ギター、ベース、キーボードなど） ・音響備品（マイク、アンプなど）

■その他

- ・楽器類はスタジオ内にあるもののみ貸出利用を認める。それ以外の備品は使用不可。
- ・備品の施設外への持ち出しは禁止する。

## キッチン

靴：上足（履き替え）orスリッパ持参（一定数整備）

■主な設備・備品

・プロジェクター ・ホワイトボード ・ガス台 ・食器、鍋類 ・冷蔵庫

■注意事項

- ・利用者が使用する消耗品（洗剤、スポンジ類含む）は利用者持参とします。施設での保管はできません。
- ・生ごみ・ゴミ類は必ず持ち帰ること。

## アトリエ

靴：上足（履き替え）orスリッパ持参（一定数整備）

■主な設備・備品

・プロジェクター ・ホワイトボード

■注意事項

・利用にあたっては、使用する消耗品（画材、画用紙等）・道具（画材など）は毎回利用者持参とする。施設で保管することはできません。

## 工作室

靴：上下足

### ■主な設備・備品

- ・電動工具（インパクトドライバー、丸鋸、ジグソー、卓上丸鋸など）
- ・工具一式 ・作業台

### ■その他

- ・電動工具等は使用方法がわかる方のみ貸出利用を認めます。
- ・消耗品類（木材、釘類等）は利用者持参とします。
- ・丸鋸の利用等大量の木くずが出る作業は外で実施してください。

## 会議室

靴：上下足

### ■主な設備・備品

- ・プロジェクター・ホワイトボード・机・椅子

## 図書室

靴：上下足

### ■その他

- ・図書の利用には『まなびお図書室利用証』が必要です。（司書がいる時間のみ対応、身分証明書の持参が必要。）
- ・登録は、安平町内在住、通勤/通学、近隣在住で本の返却ができる方のみです。
- ・「まなびお図書室利用証」は、追分公民館図書室でも利用可能です。
- ・本の貸し出しは、1人10冊。
- ・返却期間は2週間です。
- ・図書室内での飲食について、水筒・ペットボトルなど蓋付きの『水、お茶』は図書室内どこでも可能。その他の飲食については、まちのリビングで飲食可能です。
- ・図書の紛失・汚損は弁償していただくことがあります。
- ・チラシの掲示希望は、コンシェルジュまでご相談ください。

## まちのリビング

靴：上下足

飲食可能、授乳室設置。